指定居宅サービス事業者 各位

倉敷市保健福祉局指導監査課

指定居宅サービス事業所の出張所等(サテライト事業所)の取扱いについて(通知) 日頃より介護保険事業の適正な運営に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)」第2の1に規定されている出張所等(以下「サテライト事業所」という。)の取扱いについて、この度本市では以下のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

1 定義

事業所の指定は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)」の「原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする」との規定に基づき、事業者は原則としてサービス提供拠点ごとに事業所指定の申請を行い、本市の指定を受けなければならない。

ただし、以下に掲げる2~4を満たす場合に限り、サテライト事業所として取扱うことができる。なお、サテライト事業所とは、同通知に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指し、同一法人にのみ認められるものである。

- 2 サテライト事業所の設置対象事業サービス
 - (1) 訪問看護(予防を含む)
 - (2) 訪問介護(総合事業を含む)
 - (3) 訪問リハビリテーション(予防を含む)
 - (4) 通所介護(総合事業を含む)

3 設置要件

別表のとおり

- 4 設置場所及び設置数
 - (1) 設置場所は、倉敷市内であって、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の対象地域(松島、六口島)とする。
 - (2) サテライト事業所の数は、2か所までとする。
- 5 申請に関する手続き

サテライト事業所を設置するに当たっては、事前の協議を求め、変更届出書に以下の書類 を添付すること。

- (1) サテライト事業所利用計画書
- (2) 事業所以外の場所で一部実施する場合の記載事項
- (3) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (4) 資格証等の写し(サテライト事業所従業者分)
- (5) 雇用契約書の写し(サテライト事業所従業者分)
- (6) サテライト事業所の位置図
- (7) サテライト事業所の平面図
- (8) サテライト事業所の写真
- (9) 申請者組織体制図
- (10) 運営規程
- (11) 登記事項証明書又は賃貸借契約書(サテライト事業所として使用する建物についてのみ)
- (12) 建築物関連法令協議記録報告書
- 6 適用時期

令和7年4月1日

7 その他

令和7年4月1日より前に開設されたサテライト事業所について、この取扱いは適用しない。

ただし、既存サテライト事業所が、当該サテライト事業所単独で介護保険法の定める人員、 設備及び運営基準等を満たし、その運営上支障が無いと判断される場合には、指定居宅サー ビス事業所の指定を受けることを原則とする。また、サテライト事業所単独で指定居宅サービス事業所の指定を受けることが困難な場合であっても、指定居宅サービス事業所の指定を 受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

各サービス共通	①サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施が見込まれること。
	②利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等及び苦情処理や損害賠償等への対応が一体的に行われること。
	③職員の勤務体制、勤務内容等の管理及び人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
	④本体事業所との相互支援体制を確保していること。(本体事業所とサテライト事業所まで、通常の交通手段を利用して概ね30分以内)
	⑤本体事業所と同一の運営規程により運営されること。
	⑥建物は自己所有又は賃貸借であること。
訪問看護	①看護職員を配置すること。
	※職員のサテライトへの直行直帰は可能
訪問介護	①訪問介護員を配置すること。
	※職員のサテライトへの直行直帰は可能
訪問リハビリテーション	①理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置すること。
	※職員のサテライトへの直行直帰は可能
通所介護	①利用者数に応じて人員基準上必要となる介護職員、看護職員を配置すること。(別紙のとおり)
	②本体事業所と同様の設備基準を満たしていること。(食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室)
	③本体事業所の利用定員が19名以上であり、かつ、サテライト事業所の利用定員が18名以下であること。
	※職員のサテライトへの直行直帰は可能